

学校における携帯電話・スマートフォンの扱いについて

陽春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動に対しご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて 携帯電話の校内持込みにつきましては、これまで文部科学省が「原則禁止」という指針を出しておりました。本校でも、学校運営方針として「学校への携帯電話持込禁止」を実施してきました。しかしながら、報道等でご承知の通り、本年2月に文部科学大臣が災害時の対応等の理由により指針を見直すと発表し、その賛否について議論がなされています。

つきましては、より良い学校生活を過ごすための活動に、生徒会が中心となり取組んできたことへの評価及び上記のような社会情勢の観点から、「学校への携帯電話持込」を許可することにいたしました。

また、近年、スマートフォンや携帯電話に関わるトラブルが頻発しており、本校においても、LINE等による書き込みからトラブルに発展する事例が出てきています。学校でも引き続きスマートフォン等に関わる危険性やその功罪について、学習や啓発を適宜行ってまいります。ご家庭でも、高校生にスマートフォン等は必要かという基本的な話し合いはもちろんのこと、持たせる場合にはその使い方に対して充分なご指導をよろしくお願いいたします。

なお、「携帯電話等の校内持込み規定」については、全校集会やHRにて生徒に伝達・指導いたします。ご家庭でも下記規定をご確認の上、ご理解とご協力をお願いいたします。

使用規定

- 1、携帯電話等の保管・管理は自己責任で行う。(紛失・盗難等に関して、学校は一切責任を負わない)
- 2、校内(敷地内)では、学校からの使用指示以外は絶対に使用しない。
- 3、校内(敷地内)では、携帯電話等の電源を切る。
- 4 登下校中、自転車や徒歩で移動している時、ながら携帯をしない。
- 5、電車等公共の場では、マナーモードにする。

※ 保護者の要望があれば担任預かりも検討します。その場合は、破損防止のためカバーやケースをご用意ください。

指導規定(下記事象が確認された場合には指導する)

- 1、校内での使用及びポケットやカバン・生徒ロッカーで携帯電話等が鳴った(バイブを含む)場合
- 2、校外(敷地外)自転車や徒歩で移動中、ながら携帯をした場合
- 3、公共の場で、マナーモードにしていない場合

指導方法

第1回目 ・ 第2回目 : 没収 (放課後生徒に返却し、担任から保護者に連絡)

第3回目 : 没収 及び 懲戒処分 (保護者を召喚し返却)

第4回目以降は、より厳しい懲戒処分となります

※ 悪質な書き込み等の行為は、特別懲戒処分とする: 放課後指導された場合は、翌日返却